

【電子申請版】

経営事項審査申請要領

(経営規模等評価等申請及び総合評定値請求)

【長崎県知事許可業者用】

【留意点】

公共工事を元請として請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。

経営事項審査制度に係る申請を行うに当たっては、本申請要領に従い、入力漏れや入力間違いのないよう注意してください。申請書受理後は、原則として、申請内容の変更はできません。

虚偽申請を行った場合、建設業法第28条の規定に基づき監督処分の対象となるほか6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります(建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条)。

また、入札参加している国又は地方自治体等の判断により、資格取消・指名停止等になります。



長崎県土木部監理課

長崎県土木部監理課
建設業指導班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095-894-3015(直通)
FAX 095-894-3460

お知らせ

1. 申請方法について

原則電子申請システム（JCIP）により申請していただくこととしております。デジタル庁が発行するGビズIDを取得後、JCIPより申請してください。やむを得ない事情等により書面申請を希望の場合は別要領をご参照ください。

電子申請システムのログインは[国土交通省のホームページ](#)からになります。

本要領は長崎県への申請手続きに係る説明書になります。システムへのログイン手続や入力方法などは国土交通省ホームページに掲載の[システム操作マニュアル](#)をご参照ください。また、システム上の不具合（入力が出来ない、ログインが出来ない、エラーが発生して次に進めない・・・など）は[JCIPヘルプデスク](#)にお問い合わせください。

[JCIPヘルプデスク](#) TEL：0570-033-730

メールによるご照会はJCIP「お問い合わせ画面」に照会内容等を入力の上送信

2. 審査日程の案内及び対面審査の廃止について

審査日程の案内等はありませんので、申請に当たっては[経営事項審査結果の有効期間](#)に十分ご注意ください。

3. 令和7年4月から手数料の納付方法が変わりました。

証紙の廃止に伴い、納付方法が変更されました。詳しくは県ホームページをご参照ください。[長崎県収入証紙の廃止とこれからの県の手数料納付方法 - 長崎県ホームページ](#)

4. 健康保険証の廃止による取扱い

健康保険証の取扱いとして、令和7年12月1日までの常勤性の確認資料として使用可能としていましたが、以降の常勤性についてはその他でお示ししている資料をご提示いただくこととなりましたのでご注意ください。

その他特記事項

確認資料の未添付などによる補正が非常に多いです。県ホームページ掲載の[「申請前に必ずご覧ください！経営事項審査の添付資料について」](#)をご確認いただきますようお願いいたします。

《 目 次 》

経営事項審査制度	1
経営事項審査の手続き	3
1 経営状況分析	
・ 登録経営状況分析機関一覧	5
2 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法	
(1)申請期間 (2)申請対象審査基準日	6
(3)申請書の入手方法.....	6
(4)申請手続きの.....	6
(5)審査手数料	7
3 審査結果	8
4 再審査の申し立て	8
5 入札参加資格申請と経営事項審査	8
提出書類の記入例及び記入要領	
1 申請書の記入上の一般的注意事項	9
2 経営事項審査申請書（様式第二十五号の十四）	10
3 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	14
・ 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて	16
・ 工事経歴書（様式第二号）の作成（フロー及び記入例）	19
・ " の記入要領と注意点（一式工事の考え方等）	22
・ 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方	27
・ 上下水道施設の業種区分一覧	31
4 その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	32
・ （見本）移動式クレーン検査証、車検証	44
・ （見本）長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表	45
・ （見本）長崎県独自様式 技能レベル向上者数等計算表	46
・ （見本）長崎県独自様式 建設機械の保有状況	47
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類の記載例	48
・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	52
・ 建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度に関する誓約書.....	53
5 技術職員名簿（別紙二）	54
・ 業種別技術職員コード表	59
・ 実務経験証明書（記入例及び記入要領）	63
・ 能力評価基準においてレベル判定された技術者（建設キャリアアップシステム）	65
特殊な経営事項審査の取扱い	67

1. 経営事項審査制度

1. 概 要

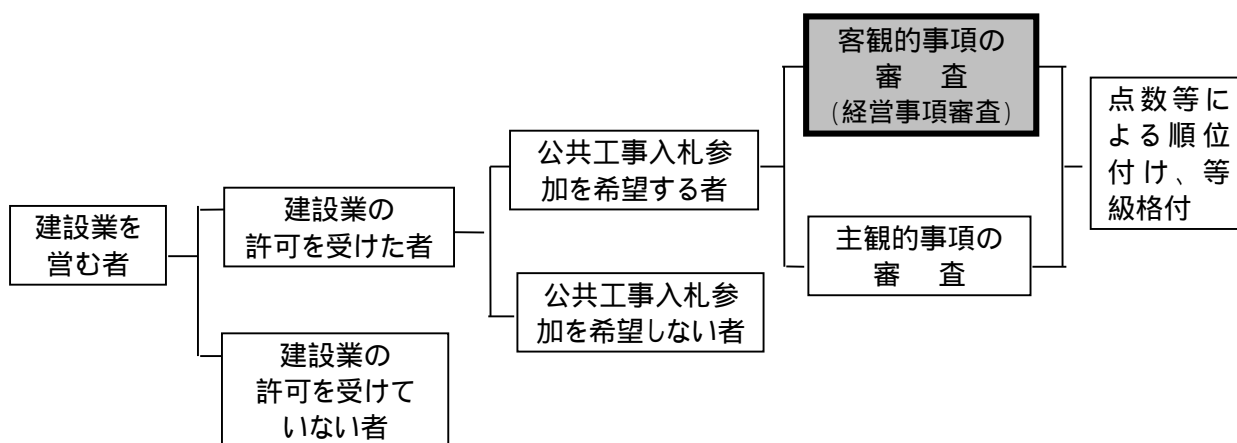
経営事項審査制度は、建設業者の信用、技術、施工能力等を客観的に評価する制度であり、建設業法において、公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。

したがって、民間工事のみを受注する業者（公共工事の入札参加希望をしない業者）は、経営事項審査を受ける必要はありません。

建設業法第27条の23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

【建設業者と経営事項審査の関係】



2. 経営事項審査申請の資格

長崎県に主たる営業所を有する長崎県知事許可業者。

ただし、申請時点で許可が失効していると申請できないので注意すること。

3. 経営事項審査項目及び総合評定値計算方法等

(ア) 審査項目

(経営規模等評価) 許可行政庁が行う。

区 分	審査項目	審査庁
経営規模	X1	(許可行政庁) 長崎県
	X2	
技術力	Z	
その他の評価項目 (社会性等)	W	

(経営状況分析) 登録経営状況分析機関が行う。

区 分	審査項目	分析機関
経営状況分析	Y	登録経営状況分析機関

(イ) 総合評定値(P)の請求及び算出方法

総合評定値は、許可行政庁が行う計算事務として位置づけられています。

算出方法は、(1)の経営規模等評価と経営状況分析の審査項目を点数化し、業種毎に以下の計算方法で求めます。

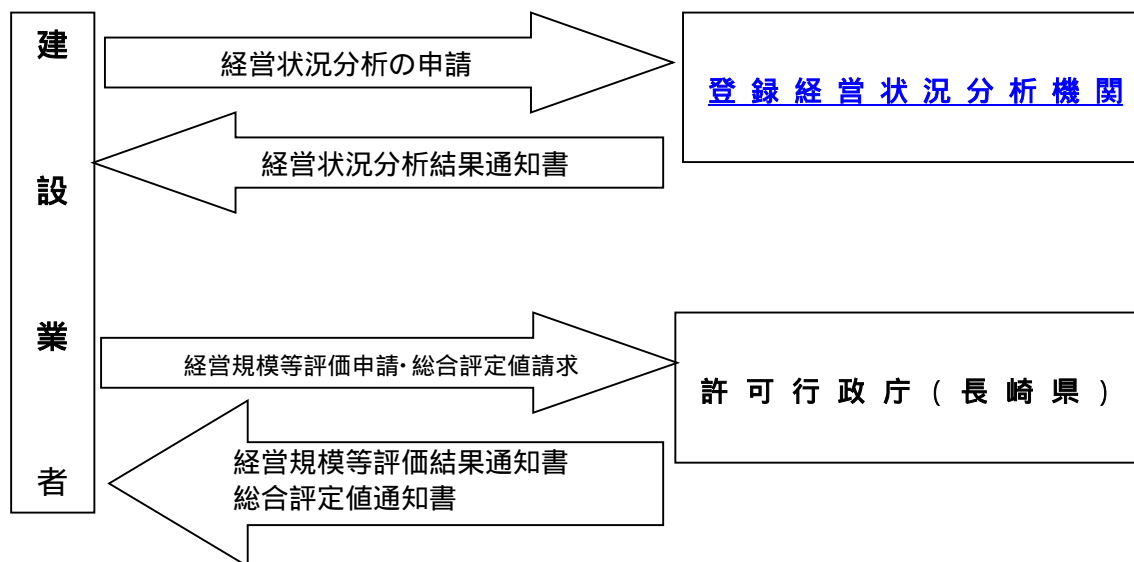
$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X 1 + 0.15 X 2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

経営事項審査の手続き

経営事項審査は、経営状況分析（財務内容の分析）を登録経営状況分析機関が、経営規模等評価（経営規模、技術力、その他の評価項目）と総合評定値の算定を長崎県が行います。

総合評定値(P)は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析結果と経営規模等評価の結果に基づき、許可行政庁である県が一定のルールで計算して求めた客観的な数値のことで、

経営事項審査を受けるにあたっては、まず登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行い、その結果通知書を受領しておくことが必要となります。



なお、“公共工事を請け負うことができる期間”（経営事項審査の有効期間）は、申請の時期に関わりなく審査基準日（通常決算日）から1年7ヶ月と定められていることから、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要です。（次ページ(図-1)参照）

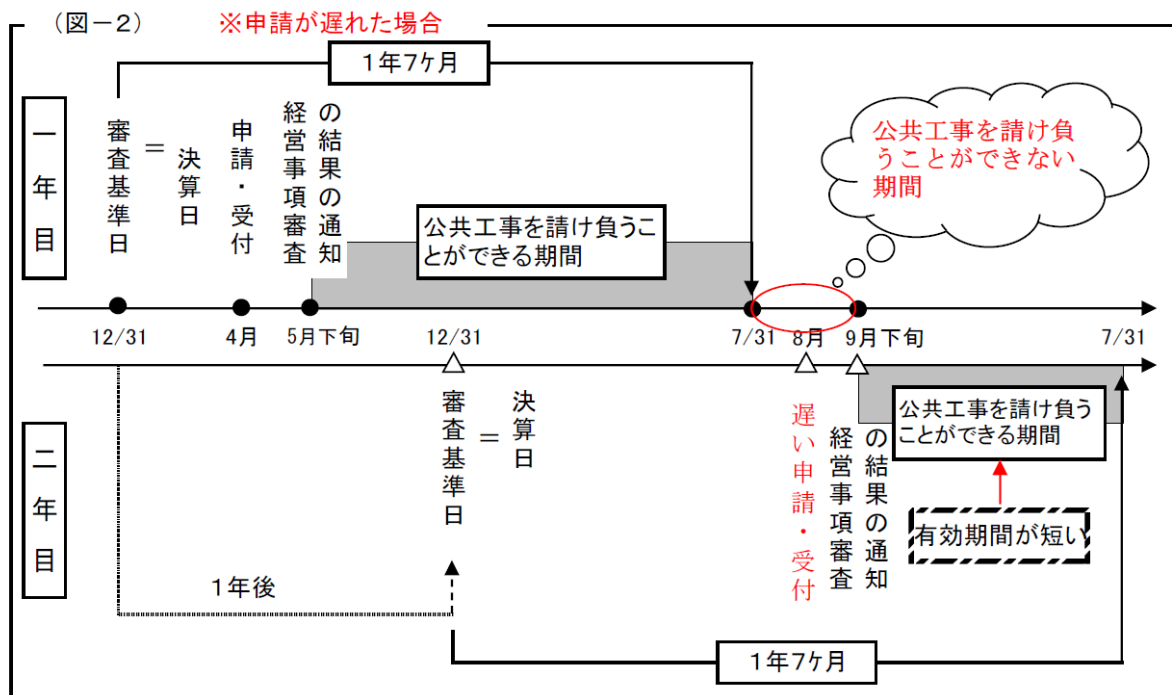
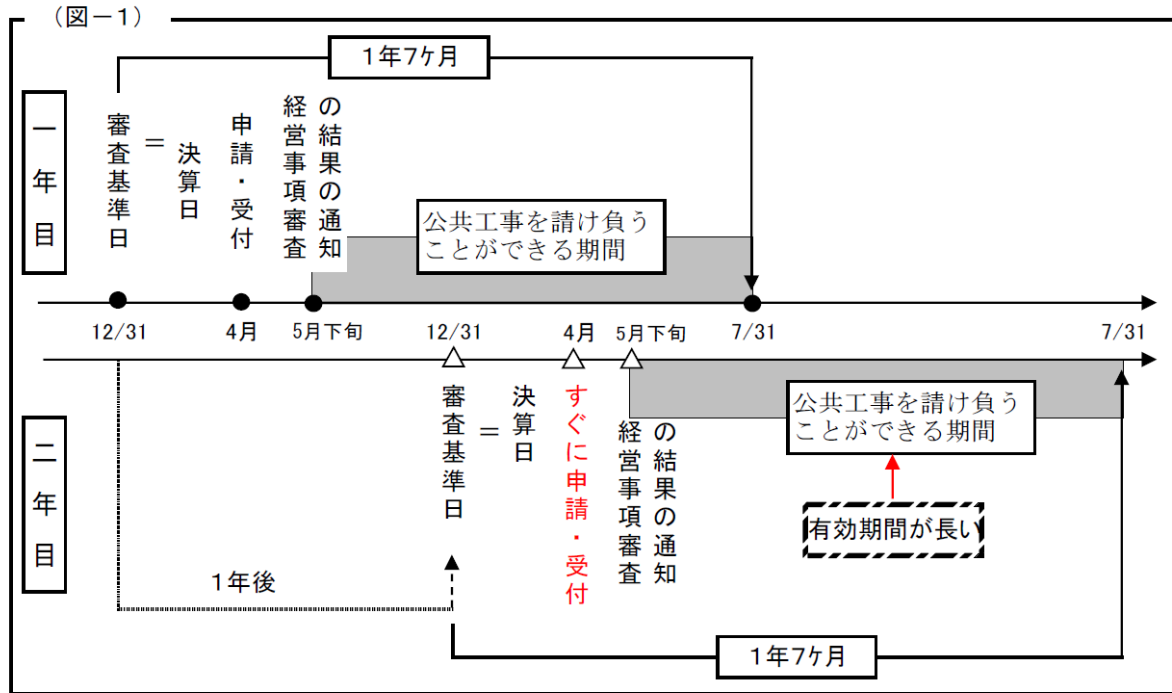
申請が遅れると結果通知が遅れ、その分だけ“公共工事を請け負うことができる期間”が短くなり、“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず切れ目ができて、“公共工事を請け負うことができない期間”ができてしまいます。（次ページ(図-2)参照）

そこで、このようなことが起こらないよう、定期的に且つ速やかに経営事項審査を受けるため、決算終了後すみやかに経営状況分析申請を行っておいください。

また、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければならないため、申請後結果の通知を受けるまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請を行う必要があります。

経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7ヶ月と定められていますので前年度経営事項審査を申請した者は、有効期間が切れないように注意してください。知事許可業者への結果の通知は、審査手数料の納付を受けた月の翌々月下旬までに通知します。有効期間が切れないようにするためには、決算終了後4か月を目安に申請してください。

有効期間（図）



1. 経営状況分析

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 受付場所(事務所等)及び申請方法(郵送、持参等) (2) 審査期間(日時等) (3) 提出(添付)書類及び部数 (4) 分析手数料 (5) 申請書入手先 他 | } | <p>申請しようとする登録経営状況
分析機関へお問い合わせ下さい。</p> |
|--|---|---|

国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関は次の一覧のとおりです。

登録 番号	登録経営状況分析機関一覧(名称、所在地等)
1	(一財)建設業情報管理センター 西日本支部 〒540-0005 大阪市中央区上町A-12 Tel : 06-6767-2803
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ 〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町2-2-37 Tel : 096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株) 〒380-0815長野県長野市田町2120-1 Tel : 026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター 〒850-0025 長崎県長崎市今博多町22 Tel : 095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 Tel : 011-820-6111
8	(株)ネットコア 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24 Tel : 028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター 〒143-0015 東京都大田区大森西3-31-8 Tel : 03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株) 〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10 Tel : 0836-38-3781
11	(株)NKB 〒802-0011 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 Tel : 093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター 〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-17-6 Tel : 042-505-7533

* 今後、上記登録経営状況分析機関の他にも参入する可能性があります。
最新の情報については国土交通省の「[登録経営状況分析機関一覧](#)」のホームページをご参照
ください。

経営状況分析及び経営規模等評価申請等に添付又は入力する財務諸表は、課税業者においては消費税及び地方消費税を抜いて作成すること。
なお、免税事業者においては、消費税及び地方消費税込みで作成すること。

ワイズ公共データシステム(株)等のコンビニ受け取りサービスを利用の際は、必ずカラーで出力した原本を添付してください。

2. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法

(1) 申請期間

随時受付

[長崎県建設工事入札参加資格審査申請](#)の受付期間が10月から11月中で別に定める期間となっており、経営事項審査結果通知の添付が必須となっていることから、入札参加を希望される方はご注意ください。

(2) 申請対象審査基準日

決算日を迎えた者は、その決算日。新規に許可を取得した者で、決算日を一度も迎えていない場合は、下記のとおり。

- ・法人.....法人設立登記の日。 ・個人.....営業を開始した日。
- ・合併.....吸収合併の場合は合併期日。新設合併の場合は新設合併法人の設立登記の日。

経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)が審査基準日となります。申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

(3) 受付日時等

申請日は指定・公表はしておりません。有効期間等を考慮し、決算終了後4か月を目安に申請いただきますようお願いいたします。

合併、経営再建等の経営事項審査については、事前にご相談ください。

参考：審査フロー



注意) 申請の確認処理後、申請手数料の納付指示を行いますので、「納付待ち」になってから申請手数料を納付してください。

審査手数料の算定及び納付方法の詳細は次ページ参照。

(4) 申請手続きの代理

行政書士の方が代理申請を行う場合は、委任手続きが必要となります。

詳しくは[国土交通省HP](#)掲載の操作マニュアルをご参照ください。

(5) 審査手数料

納付先	金額
長崎県知事	経営規模等評価申請 8,100円に審査対象1業種につき、2,300円を加算した額の合計額 経営規模等評価申請及び総合評定値請求 の申請に登録機関の行う経営状況分析を加えて算出した総合評定値の請求 400円に審査対象1業種につき、200円を加算した額の合計額

手数料早見表

申請業種	金額(円)	申請業種	金額(円)	申請業種	金額(円)
1	11,000(10,400)	11	36,000(33,400)	21	61,000(56,400)
2	13,500(12,700)	12	38,500(35,700)	22	63,500(58,700)
3	16,000(15,000)	13	41,000(38,000)	23	66,000(61,000)
4	18,500(17,300)	14	43,500(40,300)	24	68,500(63,300)
5	21,000(19,600)	15	46,000(42,600)	25	71,000(65,600)
6	23,500(21,900)	16	48,500(44,900)	26	73,500(67,900)
7	26,000(24,200)	17	51,000(47,200)	27	76,000(70,200)
8	28,500(26,500)	18	53,500(49,500)	28	78,500(72,500)
9	31,000(28,800)	19	56,000(51,800)	29	81,000(74,800)
10	33,500(31,100)	20	58,500(54,100)		

・総合評定値の請求を併せて行う場合は()外の額。

・()内は、経営規模等評価のみを受ける場合。

計算方法

経営規模等評価申請のみ

$8,100円 + (2,300円 \times 業種数)$

経営規模等評価及び総合評定値

$(8,100円 + 400円) + [(2,300円 + 200円) \times 業種数]$

(6) 納付方法

● 電子納付 (Pay-easy)

システムの指示に従って納付してください。

● オンライン決済、手数料納付書、窓口決済

審査手数料支払申込書を作成し、その他の添付資料の欄に必ず貼り付けてください。
納付方法の詳細は県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/doc/page-693623.html>

注意事項

- ・納付後に生じた事由(希望業種の変更、不受理、取下げ等)による還付は出来ません。

3. 審査結果

(1) 経営状況分析結果通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を行ったときは分析結果に係る数値を当該申請者に対して「経営状況分析結果通知書」をもって通知します。

この結果通知を申請時に添付するか、右下に記載の認証キーを項番20「登録経営状況分析機関番号」欄に入力してください。

(2) 経営規模等評価結果通知（及び総合評定値通知）

長崎県知事は、上記経営状況分析結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、国土交通省令で定めるところにより算出した経営事項審査に係る総合的な評定結果（数値）を求め、その結果を申請者に対して、「経営規模等評価結果通知書（及び総合評定値通知書）」をもって通知します。

電子申請においては電子署名を付した通知（PDFデータ）をお送りします。

電子申請の場合、委任状内で「経営事項審査通知書の受領に関する一切の件」の委任を受けている代理人宛へにも通知（PDFデータ）をお送りします。（R8年4月～）

ただし、経営規模等評価のみの申請を行った場合は、当該結果のみの通知となります。

結果通知は、審査手数料の納付を受けた月の翌々月下旬までに行います。

4. 再審査の申し立て

行政庁等の誤り等により、経営規模等評価結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、当該経営規模等評価を行った長崎県知事に対して審査の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。また、経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、改正前に旧評価方法による評価結果の通知を受けた者は、改正の日から120日以内に限り、当該改正についての再審査を申し立てることができます。（建設業法第27条の28、建設業法施行規則第20条）

なお、審査後、申請者側による記載間違いや入力漏れ、又は審査日当日に申請に必要な提示書類（確認資料等）を提示しなかったことによる内容認否等、申請者の責に帰するものについては、再審査を申し立てることはできません。

経営状況分析の結果については、登録経営状況分析機関が責を負うこととなっていますので、再審査の対象は県が行う経営規模等評価のみとなります。

5. 入札参加資格申請と経営事項審査

建設業者が公共工事発注機関に対して公共工事入札参加資格申請をするにあたり、長崎県知事が発行した経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書の提出を求められる事があります。

したがって、当該通知書は大切に保存してください。

6. 経営事項審査関係書類（データ）の保存

翌年度以降も経営規模等評価審査を行う行政庁（登録経営状況分析機関含む）から、審査の際、前年度の経営事項審査関係書類の提出を求められることがありますので、関係書類の保存には十分留意してください。

提出書類の入力例及び入力要領

1. 申請における一般的注意事項

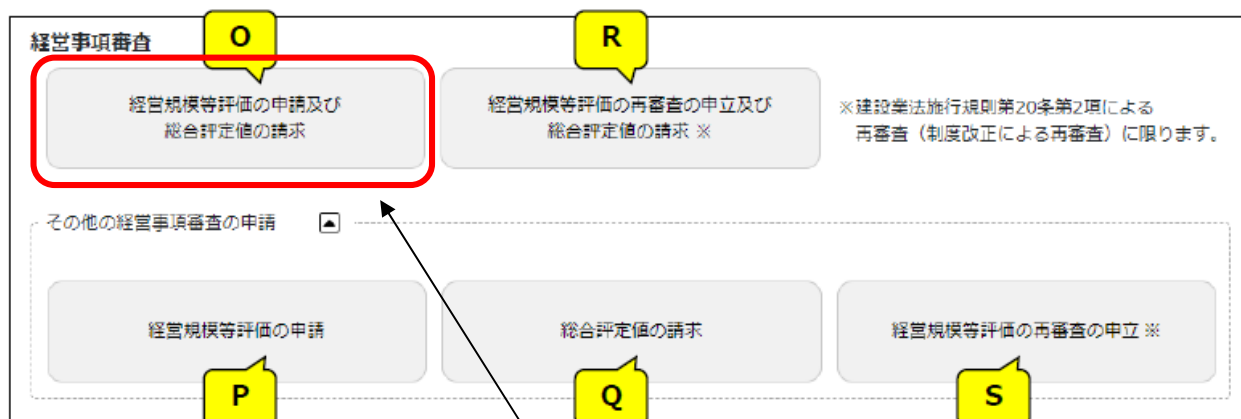
- (1) システム上の入力方法おける詳細は[国土交通省ホームページ](#)に掲載の「システム操作マニュアル」の「3. 申請・届出の書類作成」及び「5. 2. 経営事項審査の申請・再審査の申立 書類作成画面」をご参照ください。
- (2) バックヤード連携されている項目については出来る限り活用してください。特に技術者名簿の有資格区分については検定合格番号を必ず入力して頂きますようお願いいたします。
- (3) 申請上の不明な点は長崎県土木部監理課にて対応しますが、システム上のトラブル（入力が出来ない、送信がされない、ログインができない等）についてはJICPヘルプデスクにお尋ねください。（TEL：0570-033-730（ナビダイヤル））
- (4) 申請・届出画面からの操作は以下のとおり。



ログイン後、左上の「申請・届出作成」を押下
経営事項審査の5項目の内、該当するものを押下
長崎県や国及び市町村等に入札参加申請する場合。
経営規模等評価の申請のみを希望する場合。
この場合、総合評定値が通知されません。
総合評定値の請求のみを希望する場合。
事前に「経営規模等評価結果通知書」及び「経営状況分析結果通知書」を受領しておく必要があります。

2. 2. 2. 経営事項審査の申請・請求を行うボタン

「大臣知事コード」と「許可番号」を入力後、申請内容に対応するボタンを選択いただくことで、その申請に必要な書類の作成・確認を行う画面（「申請・届出内容」画面）が開きます。



入札参加申請を希望される場合はこちらを選択してください！

2. 申請・届出内容

システム上の入力方法おける詳細は[国土交通省ホームページ](#)に掲載の「システム操作マニュアル」の「3. 申請・届出の書類作成」及び「5. 2. 経営事項審査の申請・再審査の申立 書類作成画面」をご参照ください。以下、長崎県での申請における特記事項について掲載します。

申請・届出内容の「その他添付ファイル」について【重要！】

システムで指定された必須書類以外にも、長崎県の審査で必要となるものをあります。詳しくは県ホームページに掲載の「経営事項審査の添付資料について」を必ずご参照ください。

1. 経営規模等評価申請書（様式第二十五号の十四）

(1) 入力要領と注意点

「申請者」欄	<p>【本人申請】の場合 住所、法人名/屋号、氏名については gBizID から転載される。 誤りがある場合はアカウントの修正をお願いします。</p> <p>【代理申請】の場合 委任状で設定した申請者住所、法人名/屋号、氏名、代理人住所、氏名から転載される。 誤りがある場合は委任状を修正してください。</p>												
項番 01	「行政庁側入力欄」は空欄とする。（県で入力する）												
項番 02	建設業許可申請時の情報が転載される。												
項番 03	<p>この欄は下記例の場合のみ入力する。</p> <p>大臣許可から知事許可に変わった場合 長崎県外の知事許可から長崎県内の知事許可に変わった場合 更新又は般・特新規の場合で、般・特の区分又は年度区分のみの変更で許可番号に変更がない場合は入力の必要はない。</p>												
項番 04	<p>「審査基準日」の欄は、審査申請日の直前の事業年度の終了日を入力する。 新規の許可取得等で、決算日を一度も迎えていない場合等のケースについては [特殊なケースにおけるコードについて] により入力してください。</p>												
項番 05	<p>前画面の「申請・届出選択」画面で選択したものが転載される。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="347 1653 1233 1919"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>申請等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>経営規模等評価の申請</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>経営規模等評価の再審査の申立</td> </tr> </tbody> </table>	コード	申請等の種類	1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求	2	経営規模等評価の申請	3	総合評定値の請求	4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求	5	経営規模等評価の再審査の申立
コード	申請等の種類												
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求												
2	経営規模等評価の申請												
3	総合評定値の請求												
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求												
5	経営規模等評価の再審査の申立												

項番 06

「処理の区分」の欄の左欄には、下記の表により該当するコードを入力する。

コード	処 理 の 種 類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例：組織、決算期等に変更がない場合)
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度、その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例：決算期を変更した場合等)
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例：新規設立で最初の決算を審査基準日とする場合)
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例：会社設立時で受ける場合)

12ヶ月決算で、決算期を変更した等の特殊事情がなければ、左の2マスに「00」と入力し、右は空白のままにする。

また、処理の区分の右欄は、下記の別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い該当するコードを入力すること。

なお、特殊な審査基準日と処理区分については次頁の[「特殊なケースにおけるコードについて」](#)の表を参照してください。

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続き開始の申立て又は特定調停手続き開始の申立が行われた場合で会社更生手続き開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続き開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続き開始決定日、民事再生手続き開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続き開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

〔特殊なケースにおけるコードについて〕				
	ケ ー ス	最初の決算 (*のケースでは2 期目以降の決算)	審査基準日	処理の区分 (左) (右)
1	個人業者が事業開始後、新規に許可取得	未到来	個人開業日	0 4 2 0
2	〃	到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
3	個人業者が法人に改編 (個人の時経審を受けており、一定の要件を満たして、当該経審の完工高通算を認められた者で、代表者不変の場合に限る)	法人決算未到来	法人設立日	0 2 (空白)
4	〃	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
5	個人業者が事業継承 (一定の要件を満たして、相続やいわゆる代替わりを認められた者。継承前の個人が経審を受けている場合に限る)	未到来	継承後の個人開業日	0 2 (空白)
6	〃	到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
7	法人で新規設立後、新規に許可取得	法人決算未到来	法人設立日	0 4 2 0
8	〃	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
9	決算期変更	到来	直前の決算日	*2 0 2 (空白)
<p>(注) *1 2, 4, 6, 8で最初の決算が12ヶ月の場合(左)00(右)(空白)となります。</p> <p>*2 「決算期変更」の場合、理由によっては右欄のコード入力が必要になる場合があります。</p>				
項番 07	<p>法人個人の別、法人番号</p> <p>申請者の gBizIDにて登録された事業形態が反映される。</p> <p>誤りがある場合はアカウントの確認をお願いします。</p> <p>資本全額または出資総額</p> <p>建設業許可申請時の情報が転載される。</p> <p>誤りがある場合は建設業許可における変更届を提出して下さい。</p>			
項番 08～15	<p>建設業許可申請時の情報が転載される。</p> <p>誤りがある場合は建設業許可における変更届を提出して下さい。</p>			
項番 16	<p>「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、許可を受けている建設業(項番15)のうち<u>経営規模等評価等を受けようとする業種のカラムに「9」と入力すること。</u></p> <p><u>総合評定値のみの請求を行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業について、カラムに「9」と入力する。</u></p>			
項番 17	<p>「自己資本額」の欄は、「審査対象」を「1.基準決算」で申請するのであれば、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額を入力する。</p> <p>「審査対象」を「2.2期平均」で申請するのであれば、基準決算及び直前の審査基準</p>			

	<p>日の決算における自己資本の額の平均の額を入力する。その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。</p> <p>また、「2.2期平均」を選択した場合は、右表内のコラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ入力する。その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。</p> <p><u>自己資本額は次の計算で算出される。(資本金ではないことに注意!)</u></p> <p>法人：純資産合計</p> <p>個人：期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益 - 事業主貸勘定 + (利益留保性の引当金及び準備金)</p> <p>添付資料：直前の審査基準日における自己資本額を証する書類(必須)</p> <p>例) 決算書、前回の経営状況分析結果通知など</p> <p>2期平均を選択した場合のみ。</p>
項番 18	<p>「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均額を入力すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ入力すること。</p> <p>入力すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p>
項番 19	別紙二「技術職員名簿」で入力した技術職員の人数が転記される。
項番 20	<p>「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた機関の登録番号を入力する。「経営状況分析結果通知書」の右上に記載されている番号となる。</p> <p>(参考：5ページ「登録経営状況分析機関一覧」)</p> <p>認証キーを必ず入力する。「経営状況分析結果通知書」の右下に記載されている番号。</p>
連絡先	申請・届出内容画面の申請者連絡先が転記される。

3. 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）

(1) 入力要領と注意点

<p>項番 31</p>	<p>「審査対象事業年度」の欄は、次の例により入力すること。</p> <p>12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 年4月1日から令和 年3月31日までの事業年度について申請する場合 自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 年10月1日から令和 年3月31日までの事業年度について申請する場合 自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和 年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和 年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自) 年01月 ~ 至) 年12月</p> <p>事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和 年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自) 年10月 ~ 至) 年03月</p> <p>事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和 年3月31日)より前の日(令和 年11月1日)に申請するとき 自) 年10月 ~ 至) 00年00月</p> <p>「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」は、「審査対象事業年度」の欄に入力した期間の直前の審査対象事業年度の期間を ~ の例により入力すること。</p> <p>ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の工事種類別完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を ~ の例により入力し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ入力すること。</p>
<p>項番 32</p>	<p>「業種コード欄」は、項番16で入力があったものから転記される。</p> <p>・「完成工事高」のカラムには項番31で入力した審査対象事業年度ごとに完成工事高を入力すること。また「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごと</p>

	<p>に元請完成工事高を入力すること。（無い場合は必ず「<u>0</u>」を入力すること。）</p> <p>3年平均で申請する場合にあっては、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を入力すること。同様に「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を入力すること。（無い場合は必ず「<u>0</u>」を入力すること。）</p>
項番 33	<p>「その他工事」の欄には、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ入力すること。（無い場合は必ず「<u>0</u>」を入力すること。）</p>
項番 34	<p>「合計」の欄はシステムにより自動で合算・反映される。</p> <p>項番31～34の添付書類</p> <p>「申請・届出内容のその他添付資料に項目を追加して添付」すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事経歴書（JCIPで届出済の場合は省略可） <p>新規申請又は前審査対象事業年度における経審を受けていない場合は別表1「工事種類別（元請）完成工事高」の対象とする期間（過去2～3年）分</p> ● 直前3年の工事施工金額（JCIPで届出済の場合は省略可） ● 工事の証明書類（各工事業（各年度）の元請下請含む請負金額の高い方から3件以上） 例）履行証明、契約書、変更契約書、発注証明書又は請求書 など <p>全工事業分を事業年度ごとに1つのデータにして添付してください。また、資料右肩に工種と番号を転記してください。</p> <p>JV実績においては協定書を添付して下さい。</p> <p>必要に応じて指定外の資料を催促する場合があります。</p>

【内訳表示を行う区分の概要】

○プレストレストコンクリート構造物工事

コンクリートは圧縮に強いが、引張に弱いという特性を持つ。この特性に対処すべく、荷重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレストコンクリートという。

プレストレストコンクリート構造物工事とは、主にこのプレストレストコンクリートを用いて橋梁等を建設する工事のこと。

○法面処理工事

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなるが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要性が生じる。

法面処理工事とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のこと。

○鋼橋上部工事

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されるが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものである。

鋼橋上部工事とは、鋼製の橋梁の上部構造に関する工事のことである。

【JV（共同企業体）の完工高の取扱いについて】

JV（共同企業体）の構成員たる建設業者が当該JVから下請受注することは「自己契約」に該当するため、完成工事高に含めることはできません。

(1) 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて

ア、審査対象が土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている工事業種のうち一式工事業以外の工事業種に係る年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

○一式工事業への積み上げにおける一般的な事例（矢印の方向でのみ積み上げできます。）

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体

イ、審査対象工事業種が一式工事業以外の工事業種である場合、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の工事業種に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設工事の完成工事高に含めることができます。

○専門工事業の業種間積み上げにおける一般的な事例（矢印の方向で積み上げできます。）

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園
電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設

(注意事項)

積み上げを行った業種（積み上げ元）については、経営事項審査を受けることができません。

工事経歴書については、本来の建設工事の種類ごとに分けて作成してください。

業種間積み上げを行う際は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度(3年平均で申請する場合にあっては、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度)についても同様の方法で業種間積み上げを行うこと。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。

積み上げを行う場合は申請・届出書類の「工事種類別完成工事高付表」に入力してください。

(積み上げを行わない場合は入力不要です。)

(2) 工事種類別完成工事高付表の入力マニュアル

経営事項審査の事務取扱い 様式第1号： 工事種類別完成工事高付表

【電子申請の場合】

- ① 「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「工事種類別完成工事高付表」を押下してください。

別紙3 その他の審査項目(社会性等)	—	必須	↓	別ア
工事種類別完成工事高付表	—		↓	別ア
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	—		↓	別ア

- ② 「工事種類別完成工事高付表」の入力画面が開きます。

戻る

工事種類別完成工事高付表

東京都港区〇〇〇丁目〇番〇号

申請者 ? aaa 株式会社

山田太郎2

審査対象建設業 (半角数字10桁以内)				完成工事高 (半角数字10桁以内)				
審査対象事業年度		<input type="button" value="行追加"/> <input type="button" value="行削除"/>						
▼	年	▼	月	~	▼	年	▼	月
<input type="text"/>		<input type="text"/>			<input type="text"/>		<input type="text"/>	千円
					うち元請	<input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
<input type="text"/>		<input type="text"/>			うち元請	<input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
<input type="text"/>		<input type="text"/>			うち元請	<input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
<input type="text"/>		<input type="text"/>			うち元請	<input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
<input type="text"/>		<input type="text"/>			うち元請	<input type="text"/>	<input type="text"/>	千円

保存

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。(JCIPの自動処理により、既に値が入力されている項目があります)

申請者? 東京都港区〇〇〇丁目〇番〇号
aaa 株式会社
山田太郎2
代理人? 東京都中央区〇丁目〇番
鈴木花子

審査対象建設業 (半角数字10桁以内) 完成工事高 (半角数字10桁以内)

審査対象事業年度 []年[]月~[]年[]月 [追加] [削除]

カ カ
キ

ア
イ
ウ
エ
オ

【本人申請】

ア. 申請者の住所 **gBizID** →「所在地」として登録した情報が反映されます
 イ. 申請者の法人名/屋号 **gBizID** →「法人名/屋号」として登録した情報が反映されます
 ウ. 申請者の氏名 **gBizID** →「代表者名」として登録した情報が反映されます
 エ. 代理人の住所 →表示されません
 オ. 代理人の氏名 →表示されません

【代理申請】

ア. 申請者の住所 **システム** →委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます
 イ. 申請者の法人名/屋号 **システム** →委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます
 ウ. 申請者の氏名 **システム** →委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます
 エ. 代理人の住所 **システム** →委任状に設定した、代理人の「住所」が反映されます
 オ. 代理人の氏名 **システム** →委任状に設定した、代理人の「氏名」が反映されます

カ. 「行追加」ボタン、「行削除」ボタン →「審査対象事業年度」の入力項目行（下図）を、追加、又は削除します

[]	千円	[]	千円
うち元請	千円	うち元請	千円

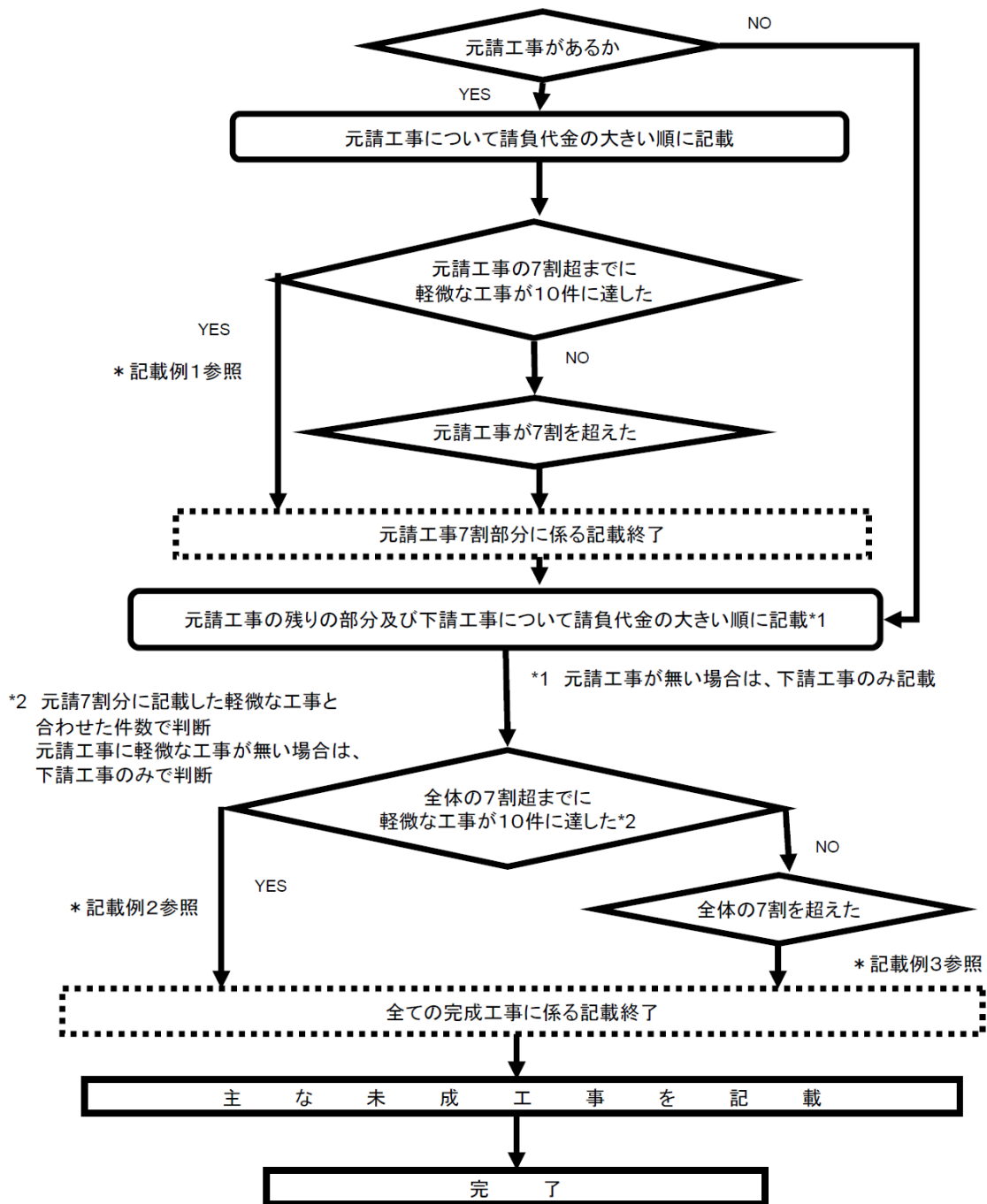
※画面下方「前審査対象事業年度」及び「前々審査対象事業年度」の「行追加」ボタン、「行削除」ボタンも同様にその事業年度の入力項目行を追加、削除します

キ. 「審査対象事業年度」の年月日（自・至） →相関関係に誤りがある場合（例：「自」が「至」より過去日付）はエラーとなります

(3) 工事経歴書の作成について

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



との金額（課税業者は消費税及び地方消費税抜き）と一致すること。

(オ) 一式工事の判断について

一式工事は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事です。

また、一式工事の許可を受けた者が、他の専門工事（500万円以上）を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けていなければなりません。

一方、土木工事業や建築工事業の許可を受けている者が、一式工事でない専門工事を一式工事の工事経歴書に計上している事例が多々見られます。（例えば、2次下請以下の施工内容は「総合的な企画、指導、調整」に該当することはありません。）このような場合については、当該工事については、本来計上すべき専門工事の欄に計上しなければなりません。また、当該専門工事の許可を受けていない場合は、「その他の工事」欄に計上しなければなりません。

（P25「一式工事の考え方」参照）

- ・ 一式工事に関連した専門工事分（当該専門工事の許可を有している場合に限る。）については、当該専門業種で申請しないことを条件に、関係する一式工事への積上げ計上することが可能です。（P16参照）

(カ) 誤って計上されている工事業種の例について

・土木一式工事に誤って計上されているものの例

- ✓ 工作物を設置あるいは築造するための基礎的な工事（土工事、掘削工事、盛土工事など）
「とび・土工・コンクリート工事」
- ✓ 「道路改良工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額（規模）からみて、明らかに専門工事（とび・土工・コンクリート工事など）であると推察されるもの。
- ✓ 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事（とび・土工・コンクリート工事など）であると推察されるもの。

・建築一式工事に誤って計上されているものの例

- 「建築一式工事」は、通常、基礎から屋根まで家一軒を建てる工事であり、増改築工事を含みます。
- ✓ 「建築（新築）工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額（規模）からみて、明らかに専門工事（大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など）であると推察されるもの。
- ✓ 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事（大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など）であると推察されるもの。

・その他の専門工事で間違いやすい工事の例

建設工事の例示	建設業法による工事業種の区分など
リフォーム工事	・ 建築確認を要する増築や改築・改造を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ・ 内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事 ・ その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、建具工事、管工事など）
太陽光関係設備工事	・ 発電目的のソーラーパネル設置の場合は電気工事 ・ 太陽熱変換による温水器設置の場合は管工事
オール電化工事	電気工事
エコキュート設置工事	管工事
浄化槽工事	管工事
スプリンクラー設置工事	・ スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事 ・ 管路のみを請け負った場合は管工事
墓石工事（墓地工事）	・ 基礎工事のみを請け負う場合はとび・土工・コンクリート工事、墓石本体の設置工事は石工事 ・ 墓地全体の工事を請け負う場合には、通常石工事（基礎工事は附帯工事とする。）
人工芝張付け工事	地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは舗装工事
工事現場の土砂の撤去・運搬	・ 土砂を運搬するのみであれば建設工事ではない。 ・ 土砂を自ら積み込んでの運搬に加えて、整地する工事を請け負っている場合はとび・土工・コンクリート工事
防火水槽設備工事	とび・土工・コンクリート工事
曳屋（ひきや）工事	とび・土工・コンクリート工事
交通安全施設整備工事	歩道の設置（土木一式工事）、ガードレール又はカーブミラーの設置（とび・土工・コンクリート工事業）、道路のライン引き（塗装工事業）が含まれる場合があるが、これらの工事を総合的に行う場合は、土木一式工事となる。
建築物の中に設置される通常の空調設備工事	管工事 機械器具設置工事ではない。
トンネルや地下道等の給排気機器設備工事	機械器具設置工事
昇降機設置工事	機械器具設置工事
立体駐車場設備工事	機械器具設置工事
型枠工事	・ 木製の型枠工事については通常大工工事 ・ コンクリートを流し込む工事や型枠を解体する工事はとび・土工・コンクリート工事
量水器（水道メーター）取替	水道施設工事や管工事に計上しているケースがみられるが、建設工事ではない。
鉄骨工事	・ 鉄骨の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事 ・ 既に加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事
農業用ビニールハウス工事	・ 既製品の組立てのみを請負った場合は、とび・土工・コンクリート工事 ・ 鋼材の製作、加工から組立てまでを一貫して請負った場合は、鋼構造物工事
個人住宅の造成、基礎、外構工事	とび・土工工事
駐車場造成工事	とび・土工工事 又は 舗装工事
小規模な車庫、倉庫等の建築工事	とび・土工工事 又は 大工工事等

（その他）上下水道工事における「土木一式工事」「管工事」「水道施設工事」及び「清掃施設工事」の区分はP44「上下水道施設の業種区分一覧」をご参照ください。

(6) 一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）の考え方

29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種です。

一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事に分類される工事を単独で請け負う場合には、各専門工事の許可を受ける必要があります。

一式工事に関する告示・運用等

建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容（建設省告示第350号）

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

○許可事務ガイドライン

一式工事については、「必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であると認められるものも含まれる」。

総合的な企画、指導、調整とは：（元請人の「実質的な関与」とされているものと同意義）「施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等」を行うこと。

一式工事の考え方

一式工事とは、原則として元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）であり、次のいずれかの要件を満たす建設工事（原則元請工事）が該当しますが、具体的には工事の施工内容により個別に判断する必要があります。

工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる建設工事

大規模又は複雑な工事であること。（以下同じ。）

工事の規模、複雑性からみて1専門工事で施工困難な工事も含まれる。

2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を建設する工事

附帯工事は含まない。

土木工作物：人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）

建設工事：土木建築に関する工事

有機的な組み合わせ：数種類の専門工事が複合的かつ密接に結びついて完成する建設工事

一式工事の具体例（ 施工内容によっては、専門工事に該当する場合があります。）

<p>土木一式工事</p>	<p>道路工事、橋梁工事、河川工事・海岸工事、トンネル工事、ダム工事、大規模な宅地造成工事（とび・土工で施工困難な工事）など</p> <p>・プレストレストコンクリート工事、下水道工事（公道下等の下水道の配管工事）、下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事</p> <p>[建設業許可事務ガイドライン]</p> <p>下請工事は原則専門工事となる。</p>
<p>建築一式工事</p>	<p>次のいずれかに該当するものが建築一式工事と判断されます。</p> <p>・複数の専門工事（大工工事、屋根工事、とび・土工工事、建具工事、電気工事、内装仕上工事、塗装工事、管工事など）を有機的に組み合わせた1つの建築工事</p> <p>住宅等の新築工事、建築確認を要する増改築工事、ビル等大規模な建築物の解体工事、マンションの大規模修繕（補修）、ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事など。</p> <p>・建物の躯体（柱、梁などの建物本体の構造を支える部分）に変更を加える改造工事</p> <p>耐震補強工事、大規模な模様替など</p> <p>「大規模又は複雑な工事」の観点から、一般的に建築確認申請の対象となる工事が建築一式工事に該当する。</p> <p>一般的な住宅リフォーム工事は、通常内装仕上工事が主たる工事と認められるケースが多く、この場合は原則として専門工事と判断されるが、増改築を伴う大規模・複雑な場合は、建築一式工事に該当する。</p>

参考

附帯工事について - 法第4条、第26条の2第2項 -

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。

附帯工事とは主たる施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的になるものではない工事をいいます。

なお、この附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになります。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	-
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
ロ	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	-
ハ	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	-
ニ	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
ホ	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	—
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	—
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> ●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	—
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

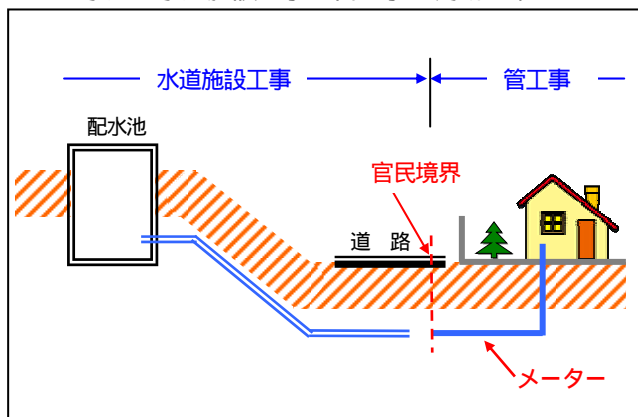
業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ● 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ● 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ● 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ● 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

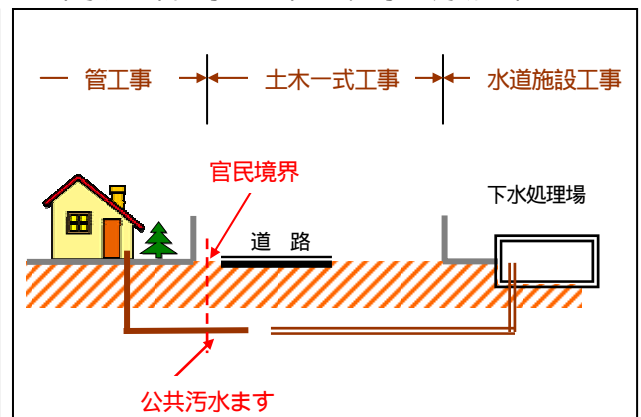
上下水道施設の業種区分一覧

施設区分			業種区分			備考
			土木一式	管	水道施設	
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井				
	導水施設	導水管				
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室				
	送水施設	送水ポンプ、送水管				
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)				
	給水装置	給水引込管 敷地内配管				
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます				
		下水道本管(公道下等)				
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設				
		(処理場敷地造成工事)				
農業用水道、 かんがい用 排水施設等						

上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



4 . その他の審査項目（社会性等）（別紙三）

（1）入力要領と注意点

<p>項番 41</p>	<p>「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約が締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を入力すること。</p> <p>添付書類：建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本又は写）が必要（共済契約書証や領収書等では契約の履行が確認できないので、必ず審査当日までに証明書を発行してもらうこと。）</p> <p>中小企業退職金共済法上は、一部の工場についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められないこと、また、国土交通省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは判断しないこととなる。</p>
<p>項番 42</p>	<p>「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は、「2」を入力すること。</p> <p>(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。</p> <p>注) 就業規則（退職金規程）において、「退職一時金」の支払いの原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としている場合は「2」を入力すること（建退共の導入は項番44において加点しており、二重に加点することはできません。）。</p> <p>添付書類：退職金制度を定めている場合、それを示す労働協約もしくは就業規則又はその抜粋。（就業規則は、労働基準監督署の届出印のあるもの）</p> <p>(2) <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約（上記項番44で対象とする共済契約）以外の退職金共済契約が締結されていること。</u></p> <p>添付書類：中小企業退職共済制度への加入証明又は共済契約書等</p> <p>(3) 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約が締結されていること。</p> <p>添付書類：特定退職金共済制度への加入証明又は共済契約書等</p> <p>(4) 厚生年金基金が設立されていること。</p> <p>添付書類：厚生年金基金加入証明書</p> <p>(5) 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。</p> <p>添付書類：適格退職年金契約書等（適格退職年金契約書については、法人税法附則第20条第3項に定める「適格退職年金」契約であることが確認できる書類であること「適格退職年金」の語句が記載された契約書もしくは保険会社が発行した証明書）</p> <p>(6) 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金が導入されていること。</p>

添付書類：企業年金基金の発行する加入証明書（確定給付企業年金：企業型）もしくは資産管理運用機関の発行する加入証明書等（確定給付企業年金：規約型）

(7) 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金が導入されていること。

添付書類：確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（企業年金型）

《所得税法施行令第73条第1項 抜粋》

特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、税務署長の承認を受けたもの。

・退職金共済事業の要件（要約）

事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること。

事業主のみがその掛金を負担すること。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員を被共済者に含まないこと。

《法人税法附則第20条第3項 抜粋》

適格退職年金契約とは退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

・政令で定める要件＝法人税法施行令附則第16条（要約）

契約の内容について国税庁長官の承認を受けたものであること。

事業主がその使用人を保険金受取人又は共済金受取人として掛金又は保険金を払い込むこと。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員が受取人に含まれていないこと。

ただし、平成14年3月31日以前に契約締結したものが対象

《確定給付企業年金》

事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。

・基金型企業年金は厚生労働大臣の基金の設立認可を要する。

・規約型企業年金は厚生労働大臣の承認を要する。

平成14年4月1日より施行

《確定拠出年金》

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。

・企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けたもの。平成13年10月1日より施行

「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を入力すること。

添付書類

(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者又は(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証する書面

保険会社の労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し。保険会社に加入している場合で、保険証券による要件が確認できない場合は証明書を発行してもらうこと。

なお、準記名式の普通傷害保険については、政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであることが確認された場合に加点対象となるが、その確認方法としては、審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面により確認する。

法定外労働災害補償制度の要件

下記の ~ のすべてに該当すること。

業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。

直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。

少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。

なお、次の事項について留意すること。

- ・ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を補償するものは対象となるが、工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないものであるため、対象とはならない。

- ・ 準記名式の普通障害保険については、

- (a) 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること

- (b) 被保険者数が上記の要件を満たすものであることが確認された場合のみ加点対象とする。

- ・ 建設業者団体、互助会等(以下「建設業者団体等」という。)が取り扱ういわゆる団体保険制度について、建設業者団体等と保険会社との間で上記の要件に該当する契約が締結されている場合には、申請者と保険会社との間で契約が締結されているものとみなして加点対象とする。

<p>項番 44</p>	<p>「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、「別紙2 技術職員名簿」から転載される。</p> <p>誤りがある場合は「別紙2 技術職員名簿」をご確認ください。</p>
<p>項番 45</p>	<p>「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、「別紙2 技術職員名簿」から転載される。</p> <p>誤りがある場合は「別紙2 技術職員名簿」をご確認ください。</p>
<p>項番 46</p>	<p>「C P D 単位取得数」の欄は、「別紙2 技術職員名簿」に入力した「C P D 単位取得数」及び「様式第4号 C P D 単位を取得した技術者名簿」に入力した「C P D 単位」から転載される。</p> <p>誤りがある場合は「別紙2 技術職員名簿」及び「様式第4号 C P D 単位を取得した技術者名簿」をご確認ください。</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • C P D 認定団体による C P D 単位取得証明書（実績証明書） • 技術者に係る、検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面の写し • 長崎県独自様式 C P D 単位取得数等計算表（C P D 単位取得数が「0」の場合は、提出不要。） <p>C P D 単位数の考え方については以下をご参照ください</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対象（技術者、履修期間、認定単位 など） <p>審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある建設業者に所属する技術者（技術者数の欄に計上した技術者）が審査基準日以前1年間に取得した単位数（合計）。</p> <p>なお、1人の技術者につき2以上のC P D 認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つをもとにC P D 単位取得数を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 単位数の計算について <p>C P D 単位は、以下の算式で算出される数値とする（算式で計算される各技術者のC P D 単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、各技術者のC P D 単位の上限は30とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各技術者のC P D 単位は以下の算式で算出する。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 審査対象年（審査基準日以前1年間）にC P D 認定団体によって修得を認定された単位数 </div> <div style="margin: 0 10px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 告示別表第18の左欄に掲げるC P D 認定団体毎に右欄に掲げる数値 </div> <div style="margin-left: 10px;">× 30</div> </div>

告示別表第18 (CPD認定団体)

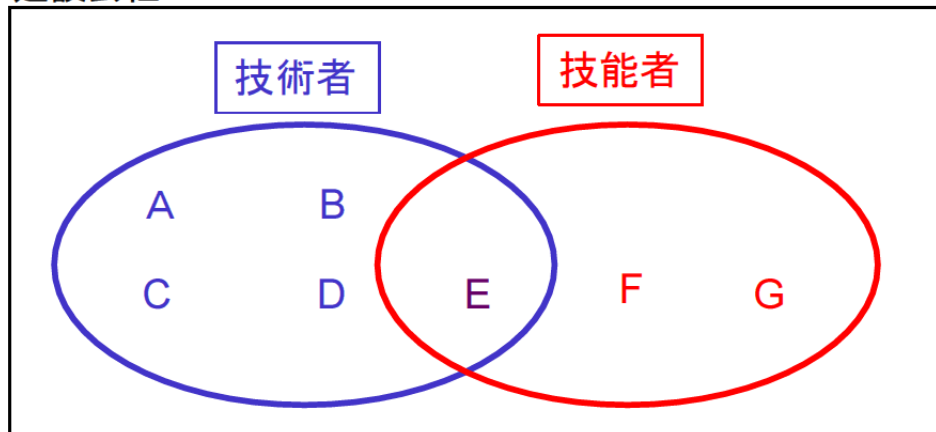
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(一社)長崎県建築士会の証明書は、(公社)日本建築士会連合会の証明書とみなします。

<p>項番 47</p>	<p>「技能レベル向上者数」の欄は、「様式第5号技能者名簿」に入力した情報を元に、自動的に合算・反映される。</p> <p>誤りがある場合は「様式第5号技能者名簿」をご確認ください。</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ・ 技能者の氏名、生年月日、職種、社会保険等加入状況が記載された施工体制台帳の作業員名簿 <ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳の作成義務がない建設工事に従事した者であっても「技能者」としての定義に当てはまる場合は技能者となります（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者のみに限定されません。）。 ・ 長崎県独自様式 技能レベル向上者数計算表（技能レベル向上者数が「0」の場合は、提出不要） <p>技能レベル向上者の考え方については以下をご参照ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象（技能者、認定評価期間 など） <ul style="list-style-type: none"> 技能レベル向上者 <ul style="list-style-type: none"> 認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者が対象とする。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査するため、初めて評価を受けレベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含まれます。 技能者 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）で、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者。 控除対象者 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者で、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者の数とする。 <p>注）<u>技術者と技能者のいずれの定義にも当てはまる者は、技術者としても技能者としても評価されます。</u></p>
--------------	--

技術者と技能者の区別

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

項番 48	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「えるぼし」の認定を受けていること</p> <p>えるぼし(1段階目)は「1」、えるぼし(2段階目)は「2」、えるぼし(3段階目)は「3」、プラチナえるぼしは「4」、非該当は「5」を記載する。</p> <p>添付書類：えるぼし認定証の写し</p>
項番 49	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「くるみん」の認定を受けていること</p> <p>くるみんは「1」、トライくるみんは「2」、プラチナくるみんは「3」、非該当は「4」を記載する。</p> <p>添付書類：くるみん認定証の写し</p>
項番 50	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「ユースエール」の認定を受けていること</p> <p>ユースエール「1」、非該当は「2」を記載する。</p> <p>添付書類：ユースエール認定証の写し</p>

<p>項番 51</p>	<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の欄は、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事で、CCUS上での現場・契約情報の登録を行い建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備していること。</p> <p>直接入力によらない方法</p> <p>就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等全ての建設工事で実施「1」、全ての公共工事で実施「2」、非該当は「3」を記載する。</p> <p>提出書類：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書【様式第6号】（押印不要）</p>
<p>項番 52</p>	<p>建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無の欄は、審査基準日において、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行っている場合は「1」、行っていない場合は「2」を記載する。</p> <p>提出書類：建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度に関する誓約書【様式第7号】（押印不要）</p> <p>「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」ポータルサイトに公表される、宣言企業の「基本情報」及び「宣言内容」のコピー</p>
<p>項番 53</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「営業年数」の欄は、「初めて許可（登録）を受けた年月日」から審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてからの営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を入力し、表内の年号については不要のものを消すこと。（年に満たない端数は切り捨てる） ・「休業等期間」の欄は、営業休止（建設業の許可を受けずに営業を行っていた場合を含む）していた年月を入力すること。 ・「備考（組織変更等）」は有限会社から株式会社が変わった等あればその旨を入力する。（例：H17.2.1（有）から（株）へ組織変更） <p>添付書類：最初に許可を受けたときの許可通知書、許可証明書又は直近の許可申請書に添付した営業の沿革(様式 第二十号)。</p>
<p>項番 54</p>	<p>「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を入力すること。</p> <p>添付書類：民事再生・会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面</p>
<p>項番 55</p>	<p>「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国の機関（特殊法人等を含む）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結（建設業協会等の団体が防災協定を締結している場合で当該団体に加入し、かつ申請者が防災活動に一定の役割を果たす場合を含む。）している場合「1」を、締結していない場合は「2」を入力すること。</p>

	<p>家畜伝染病にかかる防除協定も対象となる。(例：鳥インフルエンザ防除)</p> <p>添付書類：審査基準日において国、特殊法人又は公共団体と防災協定を締結していることを証する書類(原本又は写)</p>
項番 56	<p>「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年(審査基準日以前1年間)において、法28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を入力すること。</p>
項番 57	<p>「指示処分の有無」の欄は、審査対象年(審査基準日以前1年間)において、法28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を入力すること。</p>
項番 58	<p>「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行なっている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)は「1」を、会計参与の設置を行なっている場合(会計参与報告書が作成されている場合)は「2」を、建設業に従事する職員のうち、経理事務の責任者であって、項番61のアからエのいずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれのも該当しない場合は「4」を入力すること。</p> <p>添付書類： 有価証券報告書の原本若しくは監査証明書の写し</p> <p>会計参与報告書の写し</p> <p><u>経理処理の適正を確認した旨の書類</u></p>
項番 59	<p>「公認会計士等の数」の欄</p> <p>建設業に従事する常勤職員のうち、以下のアからエに該当する者の審査基準日における人数を入力する。</p> <p>ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者(公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの)</p> <p>イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日。以下、同じ。)から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>エ 規則第18条の3第3項第2号二に該当する者(以下の～)</p> <p>登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過しないもの</p> <p>常勤性については、<u>「技術職員名簿」における確認資料</u>と同様。</p>

	<p>添付書類（バックヤード連携により確認できる場合は不要）</p> <p>ア 公認会計士及び税理士の研修受講を証明する書面</p> <p>イ 1級登録経理試験の合格証</p> <p>ウ 登録経理講習の受講を証明する書面</p> <p>エ 1級登録経理試験の合格証 一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面 公認会計士の合格証又は税理士の合格証</p>
<p>項番 60</p>	<p>「二級登録経理試験合格者の数」の欄</p> <p>建設業に従事する職員のうち、以下のアからウに該当する者の数を入力</p> <p>ア 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>イ 2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>ウ 規則第18条の3第3項第2号二に該当する者 登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの。</p> <p>常勤性については、「技術職員名簿」における確認資料と同様。</p> <p>添付書類（バックヤード連携により確認できる場合は不要）</p> <p>ア 2級登録経理試験の合格証</p> <p>イ 登録経理講習の受講を証明する書面</p> <p>ウ 2級登録経理試験の合格証 一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面</p>
<p>項番 61</p>	<p>「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均を入力すること。ただし、会計監査人設置会社（監査の受審状況で「1」を入力した場合）以外の建設業者は「0」を入力すること。</p> <p>入力すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p> <p>添付書類：注記表建設業法施行規則（別記様式第17号の2）</p>
<p>項番 62</p>	<p>「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、以下の要件を満たす建設機械が対象となるのでその台数を入力すること。（<u>加点対象は15台まで</u>）</p> <p>レンタル機械は対象外</p> <p>【建設機械の種類】</p> <p><u>ショベル系掘削機</u>（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）</p> <p><u>ブルドーザー</u>（自重3トン以上のもの）</p> <p><u>トラクターショベル</u>（バケット容量0.4立方メートル以上のもの）</p> <p><u>モーターグレーダー</u>（自重5トン以上のもの）</p>

移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上のもの）

締固め用機械（自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」等が該当）

解体用機械（「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」等が該当）

高所作業車（作業床の高さ2m以上）

不整地運搬車

ダンプ車（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）

車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。

アスファルト・フィニッシャ

車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」との記載があること。

【要件】

～ 共通

審査基準日において自ら所有し又はリース契約（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用されていること。

～ について

審査基準日以前1年以内に労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。

～ について

審査基準日が移動式クレーン検査証の有効期間内に含まれること。

「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。

～ について

審査基準日が車検証の有効期間内に含まれ、車検証車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」「アスファルト・フィニッシャ」との記載があること。

添付書類（原本又は写）

長崎県独自様式 建設機械の保有状況一覧

上記書類に加えて建設機械ごとに下記の書類を提出

～、～ について

建設機械の売買契約書又はリース契約書（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）及び特定自主検査記録表等（検査日が審査基準日以前1年以内）

～ について

建設機械の売買契約書又はリース契約書及び移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内にある）

～ について

建設機械の売買契約書又はリース契約書及び自動車検査証（審査基準日が有効期間内にあり、車検証に車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」「アスファルト・フィニッシャ」との記載があること。）

	<p>電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も併せて添付してください。</p> <p>検査証等は見本を掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>建設機械の売買契約書又はリース契約書の提示が困難な場合（紛失等）、販売店が発行する証明書又はそれに類する書面〔ただし、販売日又はリース期間、販売先の名称及び機械の型式が明記され、販売者の証明印が押印されているもの。〕による代用を認めるものとする。</p>
項番 63	<p>エコアクション21の認証の有無の欄は、審査基準日において、エコアクション21に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を入力すること。</p> <p>（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限られている場合を除く。）</p> <p>添付書類：エコアクション21の認証を証明する書類（認証登録証明書）</p>
項番 64、 65	<p>「ISO9001の登録の有無」及び「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号及び国際標準化機構第14001号の規格に登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を入力すること。</p> <p>添付書類：ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類（認証登録証明書）、付属書の写し</p>

長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表の見本

長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表

・本様式は、項番46の「CPD単位取得数」及び「技術者数」を算出する際に用います。

許可番号	商号または名称
12345	長崎県土木部(株)

CPD単位取得数	技術者数
99	5

通番	技術者氏名	CPD取得ユニット数	CPD認定団体コード	CPD認定団体係数	CPD単位
1	長崎 太郎	10	9	20	15
2	佐世保 次郎	0			0
3	諫早 三郎	30	15	12	30
4	島原 湯五郎	20	9	20	30
5	五島 四郎	10	15	12	24
6					0
7	入力要領				0
8	技術者氏名を入力する。 下記、注1、注2に該当する技術者の全てを入力				0
9	技術者の審査基準日以前1年間のCPD取得ユニット数を入力する。				0
10	CPD認定団体コードを入力する。				0
11	CPD単位取得数と技術者数を申請書の項番61に写す。				0
12	注1) 技術者とは、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある職員(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む)のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ(主任技術者)又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハ(監理技術者)に該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者(技士補)のことで				0
13					0
14					0
15					0
16					0
17	注2) レベル3及びレベル4技能者は、項番61の技術者(主任技術者、監理技術者、技士補)には該当しません。よって、この計算表には記載しないでください。ただし、レベル3及びレベル4技能者で、かつ主任技術者又は監理技術者に該当する者又は技士補については技術者に該当しますので、この計算表に記載してください。				0
18					0
19					0
20					0
21					0
22	注3) 複数のCPD認定団体により単位を修得している場合、いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出します。				0
23					0
24					0
25					0
26					0
27					0
28					0
29					0
30					0

CPD単位取得数が「0」の場合は、当様式の提出は不要です。

長崎県独自様式 技能レベル向上者数等計算表の見本

長崎県独自様式 技能レベル向上者数等計算表

本様式は、項番47「技能レベル向上者数」、「技能者数」及び「控除対象者数」を算出する際に用います。

レベルには2～4のいずれかを記入してください。（レベル1以下は向上者数に含まれません。）

許可番号	審査基準日	商号または名称
12345	令和7年5月31日	長崎県庁監理課（株）

技能レベル向上者数	技能者数	控除対象者数
2	5	1

通番	氏名	生年月日	レベル	評価日	レベル向上の有無	控除対象者
1	長崎 次郎	昭和25年4月5日	4	2019年4月30日	控除対象者	○
2	佐世保 五郎	昭和53年4月30日	4	2022年8月20日	有	
3	諫早 次郎	平成5年11月29日	2	2019年12月1日	無	
4	島原 三郎	昭和53年4月1日				
5	五島 四郎	昭和30年6月5日	2	2023年5月30日	有	
6						
7						
8	入力要領 「氏名」の欄には、技能者の氏名を記載すること（技能者とは、審査基準日以前三年間に工事の施工に従事した者のことです。工事の施工と管理の両方に従事した者は技能者として計上できますが、監理技術者や主任技術者として工事の管理のみに従事した者は技能者ではありません。）。 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、「有」を選択すること。 「控除対象者」の欄には、審査基準日の三年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、「対象」を選択すること。 技能レベル向上者数、技能者数、控除対象者数を申請書の項番62に写す。					
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

技能レベル向上数が「0」の場合は、当様式の提出は不要です。

長崎県独自様式 建設機械の保有状況の見本

長崎県独自様式 建設機械の保有状況

本様式は、項番62の「建設機械の所有及びリース台数」を算出する際に用います。

許可番号	審査基準日	商号または名称
12345	令和7年5月31日	長崎県庁監理課(株)

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有 又は リース		取得日又はリース期間		検査実施年月日 又は 有効期間	
				所	リ				
1	ショベル系掘削機	○	XX-1111	所	リ	R3.9.1	~	R8.8.31	R7.1.20 ~ R8.1.19
2	移動式クレーン		XX-1111	所	リ	R4.9.2	~		R6.1.21 ~ R8.1.20
3	不整地運搬車		XX-1111	所	リ	R5.9.3	~		R7.1.22 ~ R8.1.21
4	ダンプ車	○	長崎111あ1111	所	リ	R6.9.4	~		R8.5.1
5	アスファルト・フィニッシャ	○	長崎222い12222	所	リ	R7.9.5	~		R9.6.30
6				所	リ		~		
7				所	リ		~		
8				所	リ		~		
9				所	リ		~		
10				所	リ		~		
11				所	リ		~		
12				所	リ		~		
13				所	リ		~		
14				所	リ		~		
15				所	リ		~		

(記入要領)

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、不整地運搬車、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャのいずれかを記入すること。
- 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。

[経理処理の適正を確認した旨の書類（様式2号）]

入力例

様式第2号

項番：60「監査の被害状況」において「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択した場合の確認書類として必要。（A4）

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、**（株）長崎組**の令和 年 4月 1日から令和 年 3月 31日までの第××期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県知事 殿

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期間と期を入力

資格を持つ者（項番60参照）が入力

商号又は名称 **（株）長崎組**
所属・役職 **総務課 課長**

氏名 **山田 太郎**

以上

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事があある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。

固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し修正額を特別損失に計上している。
	予測できない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。

法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期に会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

[建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (様式第 6 号)]

入力例

様式第 6 号

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

対象事業年度を記載

令和×年8月1日から令和×年7月31日までの期間について、以下のとおり、建設工事に従事する就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則 27 条 2 6 項に定める国土交通省又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

項番：54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に該当する場合に提出

長崎県知事 殿

令和5年1月10日

建設キャリアアップシステム事業者IDを記載

建設キャリアアップシステム事業者ID

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住 所 長崎市尾上町 3 - 1

商号又は氏名 (有)長崎県建設

代表者氏名 長崎 太郎

押印不要

「1」または「2」を記載

申請区分 **1** (1 . 全ての建設工事

2 , 全ての公共工事

「0」または「空欄」は対象外

科 目		件 数
措置実施工事		5 件
措置未実施工事	軽微な工事	2 件
	災害応急対策	1 件
合 計		8 件

[建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度に関する誓約書（様式第7号）]

入力例

項番：52「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」に該当する場合に提出。

様式第7号

（用紙A4）

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

長崎県知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

「A」または「B」を記載

申請区分 (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

5. 技術職員名簿（別紙二）

（1）入力要領と注意点

この名簿は、当該申請における審査基準日において在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者であって、**審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。**以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

なお、**一人の技術職員につき技術職員として申請できる業種の数**は2までであり、**また1業種について2つの資格を申請することはできません。**

〔審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係の期間計算の取扱い〕

ア 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。

イ 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。

ウ 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

〔恒常的な雇用関係の期間の計算例〕

審査基準日（決算日）	6ヶ月前（参考）	6ヶ月と1日前
7月31日	1月31日	1月30日
8月31日	3月1日	2月28日 (うるう年) 2月29日
9月30日	3月30日	3月29日
10月31日	5月1日	4月30日
11月30日	5月30日	5月29日
12月31日	7月1日	6月30日
1月31日	前年7月31日	前年7月30日
2月28日 (うるう年) 2月29日	前年8月28日 前年8月29日	前年8月27日 前年8月28日
3月31日	前年10月1日	前年9月30日
4月30日	前年10月30日	前年10月29日
5月31日	前年12月1日	前年11月30日
6月30日	前年12月30日	前年12月29日
4月1日	前年10月1日	前年9月30日
10月1日	3月31日	3月30日
6月15日	前年12月15日	前年12月14日

雇用期間が限定されている者のうち継続雇用制度の対象者がある場合は、様式第3号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿を作成すること。

「技術職員名簿」内で「継続雇用」チェックがONの技術職員の情報自動反映される。

《高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号 抜粋》
 定年（六十五歳未満の者に限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じなければならない。
 ・継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその後も引き続いて雇用する制度をいう。）の導入

「常勤の使用人」の考え方

- (ア) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう常勤の使用人には該当しない。
- (イ) 「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものであるため、該当しない。
- (ウ) 他の従業員が25日の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというものは、「常勤」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間の勤務だけでよいというのも、「常勤」の要件に欠けると考えられる。

病気、事故等による休職中の場合、以下の3つを満たす場合は技術職員として認められる。
 休職期間が6ヶ月未満であること。
 休職期間中にも社会保険又は雇用保険に加入していること。
 休職期間中に一定額の給与等の支給があること。

項番 81	「頁数」の欄は、自動入力される。ページの増減は必要に応じ追加・削除ボタンで調整すること。																																																																																																																																			
項番 82	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者氏名は満年齢の若い順に記載すること。 ・「新規掲載者」は、該当欄にチェックを入れること。 ・「審査基準日現在の満年齢」の欄は、入力した生年月日と審査基準日から自動入力される。 ・「業種コード」の欄は、経営規模等評価対象建設業のうち、技術職員数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを入力すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">建設業の種類コード</th> <th colspan="5">建設業の種類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木</td><td>工事</td><td>業</td><td>01</td> <td>ガラス</td><td>工事</td><td>業</td><td>16</td> </tr> <tr> <td>建築</td><td>工事</td><td>業</td><td>02</td> <td>塗装</td><td>工事</td><td>業</td><td>17</td> </tr> <tr> <td>大工</td><td>工事</td><td>業</td><td>03</td> <td>防水</td><td>工事</td><td>業</td><td>18</td> </tr> <tr> <td>左官</td><td>工事</td><td>業</td><td>04</td> <td>内装仕上</td><td>工事</td><td>業</td><td>19</td> </tr> <tr> <td>とび</td><td>土工</td><td>工事</td><td>05</td> <td>機械器具設置</td><td>工事</td><td>業</td><td>20</td> </tr> <tr> <td>石工</td><td>工事</td><td>業</td><td>06</td> <td>熱絶縁</td><td>工事</td><td>業</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>屋根</td><td>工事</td><td>業</td><td>07</td> <td>電気通信</td><td>工事</td><td>業</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>電気</td><td>工事</td><td>業</td><td>08</td> <td>造園</td><td>工事</td><td>業</td><td>23</td> </tr> <tr> <td>管工</td><td>工事</td><td>業</td><td>09</td> <td>さく井</td><td>工事</td><td>業</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック</td><td>工事</td><td>業</td><td>10</td> <td>建具</td><td>工事</td><td>業</td><td>25</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td><td>工事</td><td>業</td><td>11</td> <td>水道施設</td><td>工事</td><td>業</td><td>26</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td><td>工事</td><td>業</td><td>12</td> <td>消防施設</td><td>工事</td><td>業</td><td>27</td> </tr> <tr> <td>舗装</td><td>工事</td><td>業</td><td>13</td> <td>清掃施設</td><td>工事</td><td>業</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>しゅんせつ</td><td>工事</td><td>業</td><td>14</td> <td>解体</td><td>工事</td><td>業</td><td>29</td> </tr> <tr> <td>板金</td><td>工事</td><td>業</td><td>15</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格等のうち、「業種コード」の欄で入力したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別途掲載 		建設業の種類コード					建設業の種類コード					土木	工事	業	01	ガラス	工事	業	16	建築	工事	業	02	塗装	工事	業	17	大工	工事	業	03	防水	工事	業	18	左官	工事	業	04	内装仕上	工事	業	19	とび	土工	工事	05	機械器具設置	工事	業	20	石工	工事	業	06	熱絶縁	工事	業	21	屋根	工事	業	07	電気通信	工事	業	22	電気	工事	業	08	造園	工事	業	23	管工	工事	業	09	さく井	工事	業	24	タイル・れんが・ブロック	工事	業	10	建具	工事	業	25	鋼構造物	工事	業	11	水道施設	工事	業	26	鉄筋	工事	業	12	消防施設	工事	業	27	舗装	工事	業	13	清掃施設	工事	業	28	しゅんせつ	工事	業	14	解体	工事	業	29	板金	工事	業	15				
建設業の種類コード					建設業の種類コード																																																																																																																															
土木	工事	業	01	ガラス	工事	業	16																																																																																																																													
建築	工事	業	02	塗装	工事	業	17																																																																																																																													
大工	工事	業	03	防水	工事	業	18																																																																																																																													
左官	工事	業	04	内装仕上	工事	業	19																																																																																																																													
とび	土工	工事	05	機械器具設置	工事	業	20																																																																																																																													
石工	工事	業	06	熱絶縁	工事	業	21																																																																																																																													
屋根	工事	業	07	電気通信	工事	業	22																																																																																																																													
電気	工事	業	08	造園	工事	業	23																																																																																																																													
管工	工事	業	09	さく井	工事	業	24																																																																																																																													
タイル・れんが・ブロック	工事	業	10	建具	工事	業	25																																																																																																																													
鋼構造物	工事	業	11	水道施設	工事	業	26																																																																																																																													
鉄筋	工事	業	12	消防施設	工事	業	27																																																																																																																													
舗装	工事	業	13	清掃施設	工事	業	28																																																																																																																													
しゅんせつ	工事	業	14	解体	工事	業	29																																																																																																																													
板金	工事	業	15																																																																																																																																	

されている**業種別技術職員コード表**に従い該当するコードを入力すること。

・「**資格番号等**」の欄は、**有資格区分が以下の場合、検定合格番号を入力。**

以下の有資格区分の場合は検定合格番号を入力してください

入力された氏名、生年月日、検定合格番号の確認ができた場合は資格者証等の写しの添付が不要になります
ただし、**業種コードにより実務経験を証明する書類の添付が必要になる場合があります**

※合格証明書の再交付を受けた場合、検定合格番号の最後にあるアルファベットは入力しないでください

- 111：1級建設機械施工管理技士
- 212：2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）
- 113：1級土木施工管理技士
- 214：2級土木施工管理技士（土木）
- 215：2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
- 216：2級土木施工管理技士（薬液注入）
- 120：1級建築施工管理技士
- 221：2級建築施工管理技士（建築）
- 222：2級建築施工管理技士（躯体）
- 223：2級建築施工管理技士（仕上げ）
- 127：1級電気工事施工管理技士
- 228：2級電気工事施工管理技士
- 129：1級管工事施工管理技士
- 230：2級管工事施工管理技士
- 131：1級電気通信工事施工管理技士
- 232：2級電気通信工事施工管理技士
- 133：1級造園施工管理技士
- 234：2級造園施工管理技士

以下の有資格区分の場合は検定合格番号を入力してください

入力された氏名、生年月日、検定合格番号の確認ができた場合は資格者証等の写しの添付が不要になりますが
検定ごとに**必要な実務経験を証明する書類の添付が必要になります**

※合格証明書の再交付を受けた場合、検定合格番号の最後にあるアルファベットは入力しないでください

- 11H：1級土木施工管理技士補
- 21J：2級土木施工管理技士補（土木）
- 21K：2級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
- 21L：2級土木施工管理技士補（薬液注入）
- 12C：1級建築施工管理技士補
- 22D：2級建築施工管理技士補
- 12E：1級電気工事施工管理技士補
- 22F：2級電気工事施工管理技士補
- 12G：1級管工事施工管理技士補
- 23A：2級管工事施工管理技士補
- 13D：1級造園施工管理技士補
- 23E：2級造園施工管理技士補

検定合格番号によりバックヤード連携にて資格の有無が確認できれば資格者証などの添付は省略可能です。

エラー等により登録できない場合は空欄とし、資格者証（必要に応じて登録解体講習受講者証）などを添付してください。

・「**講習受講**」の欄において「1有」を選択した場合は「**監理技術者資格者証交付番号**」の欄を記入すること。

バックヤード連携により確認できれば資格者証の添付は省略可能です。

エラー等により登録できない場合は資格者証などを添付してください。

「講習受講」の欄において「1有」となる者の要件

法第15条第2号イに該当する者（技術検定（1級）、建築士免許（1級）及び技術士）が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から6の規定による講習を受講し修了証の交付を受け、審査基準日において、受講した日の属する年の翌年から積算して5年を経

過していない場合は対象となる。

- ・「監理技術者資格者証交付番号」欄は、法第27条の18第1項の規定により**監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。**
- ・「CPD単位取得数」の欄は、[「長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表」](#)で算出した、各技術者のCPD単位数を記載する。

添付書類

技術職員の資格者証（原本又は写） システム確認済の場合は省略可

- ・ 技術職員名簿に記載されている資格のすべてについて名簿の順に添付すること。（登録基幹技能者講習修了証、実務経験証明書及び卒業証明書も含む）
- ・ 実務経験証明書の場合は、[記載例](#)を参考に作成すること。
- ・ 「1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証。
- ・ 能力評価基準においてレベル判定された技能者（建設キャリアアップシステム）については、[能力評価（レベル判定）結果通知書](#)
- ・ 監理技術補佐の要件及び根拠は以下のとおり
 - 主任技術者かつ1級技士補の者
「第一次検定の合格を証明する書面の写し（合格証明書、通知書など）」及び「主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料（合格証明書、登録証、実務経験証明書など）」
 - 監理技術者となる資格を有する者（特定建設業指定7業種を除く）
「監理技術者資格者証」もしくは「実務経験証明書（10年又は卒業証明書+3年又は5年）及び指導監督的実務経験証明書（実務経験の内容を確認できる契約書、注文書の全てを添付）」
- ・ 一級又は二級技士補については「試験の合格証」、「実務経験証明書」及び「（長崎県指定様式）技術者要件確認表」

技術職員の常勤性及び審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認書類

下記のいずれかの書類

1. 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
70歳以上の者は「70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写し
継続掲載者（前回の技術職員名簿に記載がある者）は申請の時点で保有している最新のもの。新規掲載者は最新のものと一緒に前年度分も添付すること。
2. 「雇用保険事業所別被保険者台帳照会」の写し
3. 審査基準日後に退職している場合は「雇用保険被保険者資格喪失届」又は「健康保険被保険者資格喪失届」
4. 住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）
継続掲載者（前回の技術職員名簿に記載がある者）は申請の時点で保有している最新のもの。新規掲載者は最新のものと一緒に前年度分も添付すること
5. 被保険者記録照会回答票又は被保険者縦覧照会回答票 健保厚年
6. 所得税確定申告書2期分 個人事業主の場合
7. 出勤簿及び源泉徴収票
社会保険・雇用保険加入が「適用除外」に該当し、上記1又は2で審査基

	<p>準日以前6ヶ月を超える雇用期間の常勤性を確認できない場合に限る。</p> <p>8. 出向社員については「出向契約書又は出向協定書+出向辞令書」(出向者氏名及び出向期間が確認できるもの)及び「出向元の上記1又は2の書類」。</p> <p>9. 役員等の被扶養者で雇用保険が適用されない場合は、上記7の書類、個人事業の専従者の場合は、確定申告書(専従者欄の記載)及び上記7の書類。</p> <p>注1) 上記の場合であっても、確認書類から「常勤の使用人」の形態と認めがたい時は職員数に加えないこともあります。</p> <p>注2) 確認書類の金額は、原則マスキングしないこと。やむを得ずマスキングする場合は、下一桁を残してマスキングすること。</p> <p>高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象者がいる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。</p>
--	--

技術職員 有資格区分コード表

「5」...5点(技術職員区分1級)、「4」...4点(技術職員区分:管理補佐)、「3」...3点(技術職員区分:基幹技能者)、「2」...2点(技術職員区分:2級)

「1」...1点(技術職員区分:その他)、「1*」...1点(国家資格+合格後実務経験3年)、「1+」...1点(国家資格+合格後実務経験5年)

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	開	井	具	水	消	清	解
171	建築大工(1級)				2																									
271	建築大工(2級)				1																									
164	型枠施工(1級)				2		2																							
264	型枠施工(2級)				1		1																							
172	左官(1級)				2																									
272	左官(2級)				1																									
157	とび・とび工(1級)						2																						2	
257	とび・とび工(2級)						1																						1	
173	コンクリート圧送施工(1級)						2																							
273	コンクリート圧送施工(2級)						1																							
166	ウエルポイント施工(1級)						2																							
266	ウエルポイント施工(2級)						1																							
174	冷凍空調機器施工:空調設備配管(1級)									2																				
274	冷凍空調機器施工:空調設備配管(2級)									1																				
175	給排水衛生設備配管(1級)									2																				
275	給排水衛生設備配管(2級)									1																				
176	配管・配管工(1級)(注1)									2																				
276	配管・配管工(2級)(注1)									1																				
170	建築板金「タクト板金作業」(1級)									2																				
270	建築板金「タクト板金作業」(2級)									1																				
177	タイル張り・タイル張り工(1級)											2																		
277	タイル張り・タイル張り工(2級)											1																		
178	築炉・築炉工:れんが積み(1級)											2																		
278	築炉・築炉工:れんが積み(2級)											1																		
179	ブロワ建築・ブロワ建築工:コカイト積みブロワ施工(1級)							2				2																		
279	ブロワ建築・ブロワ建築工:コカイト積みブロワ施工(2級)							1				1																		
180	石工・石材施工:石積み(1級)																													
280	石工・石材施工:石積み(2級)																													
181	鉄工・製罐(1級)(注2)																													
281	鉄工・製罐(2級)(注2)																													
182	鉄筋組立て:鉄筋施工(1級)(注3)																													
282	鉄筋組立て:鉄筋施工(2級)(注3)																													
183	工場板金(1級)																													
283	工場板金(2級)																													
184	板金・建築板金:板金工(1級)(注4)									2																				
284	板金・建築板金:板金工(2級)(注4)									1																				
185	板金・板金工:打出し板金(1級)																													
285	板金・板金工:打出し板金(2級)																													
186	かわらぶき・スレート施工(1級)																													
286	かわらぶき・スレート施工(2級)																													
187	ガラス施工(1級)																													
287	ガラス施工(2級)																													
188	塗装・木工塗装:木工塗装工(1級)																													
288	塗装・木工塗装:木工塗装工(2級)																													
189	建築塗装:建築塗装工(1級)																													
289	建築塗装:建築塗装工(2級)																													
190	金属塗装:金属塗装工(1級)																													
290	金属塗装:金属塗装工(2級)																													
191	噴霧塗装(1級)																													
291	噴霧塗装(2級)																													
167	路面標示施工																													
192	畳製作・畳工(1級)																													
292	畳製作・畳工(2級)																													
193	内装仕上げ施工:カー施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工:表装・表具・表具工(1級)																													
293	内装仕上げ施工:カー施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工:表装・表具・表具工(2級)																													
194	熱絶縁施工(1級)																													
294	熱絶縁施工(2級)																													
195	建具製作:建具工:木工(注5)・カーブカー施工・サツ施工(1級)																													
295	建具製作:建具工:木工(注5)・カーブカー施工・サツ施工(2級)																													
196	造園(1級)																													
296	造園(2級)																													
197	防水施工(1級)																													
297	防水施工(2級)																													
198	さく井(1級)																													
298	さく井(2級)																													
061	地すべり防止工事																													
040	基礎くい工事																													
062	建築設備士																													
063	計装																													
060	解体工事																													
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11-98に該当するものを除く)及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考

- 資格区分右端の「」内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものには、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものには、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものには、選択科目を「鉄筋施工作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものには、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工: 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものには、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装: 昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものには、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

解体工事業についての注意事項

- (ア) 土木施工管理技士及び建築施工管理技士において、平成27年度までの合格者に対しては、「国土省の登録を受けた講習の受講又は解体工事に関する1年以上の実務経験」が必要(省令附則第2条)
- (イ) 当面の間、「国土省の登録を受けた講習の受講又は1年以上の実務経験」が必要(附則第3条第1項)

(別表) (五) 外国建設業者における技術職員資格コード表

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ほ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //

コード	資 格 区 分
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	ほ装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備 考

1級技術者.....法第15条第2号イに該当する者

2級技術者.....法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号八に該当することとなるものに合格した者又は法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者

その他の技術者.....法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号八に該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了したものの.....第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1級技術者

[実務経験証明書（様式第九号）の記入要領と注意点]

- ・この証明書は経営規模等評価申請書（別紙二）技術職員名簿の実務経験について証明するための提示書類です。
- ・この証明書は技術職員名簿に記載した者のうち、実務経験の確認が必要な被証明者1人について証明者別に作成すること。

技術職員名簿の有資格区分コードが「001」「002」の場合、及び第二種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、工事担任者（『「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」』又は「総合通信」）、給水装置工事主任技術者並びに職業能力開発促進法による資格のうち2級の資格取得者及び民間資格の地すべり防止工事士、建築設備資格者、計装士は実務経験が必要である。

- ・「実務経験」とは、建設工事に関する技術上の経験をいい、したがって、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれる。
- ・「証明者」は原則として使用者であることとする。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができる。
- ・「使用者の商号又は名称」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載すること。
- ・「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。
- ・「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、その内容が明らかになるよう記載すること。（記入例参照）
- ・「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載し当該合計年数が必要年数を満たしていること。ただし、**経験期間が重複しているものは二重に計算しない。**

異なる種類の複数の建設工事において、実務経験を証明しようとする場合についても経験期間は重複して計算できない。

- ・「実務経験年数」の数は、1工事の契約期間のうち初月を除いた月数とする。ただし、記載例のように1年間を通しての経験で記載する場合は12月でカウントする。
- ・「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には「令和 年 月事業主死亡のため」「令和 年 月会社解散のため」等と記載すること。

[実務経験証明書（様式第九号）]

記入例

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**土木一式** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(株)長崎組

証 明 者 代表取締役 長崎太郎

被証明者との関係 社員

記

技 術 者 の 氏 名	五 島 市 郎	生年月日	S50.5.5	使用された 期 間	12 年 4 月から 28 年 3 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)長崎組				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
技術職員	老人ホーム造成工事	外6件		12年 4月から13年 3月まで	
〃	一般県道 線道路改良工事	外8件		13年 4月から14年 3月まで	
〃	団地造成工事	外9件		14年 4月から15年 3月まで	
〃	長崎市 農道整備工事	外5件		15年 4月から16年 3月まで	
〃	川砂防自然災害防止工事	外11件		16年 4月から17年 3月まで	
〃	主要地方道 線道路災害防除工事	外10件		17年 4月から18年 3月まで	
〃	マンション造成工事	外4件		18年 4月から19年 3月まで	
〃	川改修工事	外7件		19年 4月から20年 3月まで	
〃	地区排水路工事	外5件		20年 4月から21年 3月まで	
〃	一般県道 線道路改良工事	外6件		21年 4月から22年 3月まで	
〃	地区用水路工事	外4件		22年 4月から23年 3月まで	
〃	主要地方道 線道路災害復旧工事	外10件		23年 4月から24年 3月まで	
〃	国道 線道路改良工事	外8件		24年 4月から25年 3月まで	
〃	川改修工事	外9件		25年 4月から26年 3月まで	
〃	線道路改良工事	外7件		26年 4月から27年 3月まで	
〃	県道 線道路改良工事	外8件		27年 4月から28年 3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 16 年 0 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業の業種別指定学科（法第7条第2号イ該当）

学校教育法による高等学校（卒業後実務経験が5年必要）

同法による大学・高等専門学校（卒業後実務経験が3年必要）

許可を受けようとする 建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

卒業証明書（写可）と実務経験証明書（様式第9号）を提示してください。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード（レベル3、レベル4）の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

	有資格区分コード	点数
レベル3 技能者	703	2点
レベル4 技能者	704	3点

【確認資料】

「能力評価（レベル判定）結果通知書」

（この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です）

なお、結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせ下さい。

能力評価（レベル判定）結果通知書（見本）

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を**鉄筋**技能者**レベル3**として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関

【レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種】

レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。
 複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	建設業の種類
電気工事	電、通
橋梁	と、鋼
造園	園
コンクリート圧送	と
防水施工	防
トンネル	と、土
建設塗装	塗
左官	左
機械土工	と、土
海上起重	しゅ、土
PC	と、筋、土
鉄筋	筋
圧接	筋
型枠	大
配管	管
とび	と
切断穿孔	と
内装仕上	内
サッシ・カーテンウォール	具
エクステリア	と、石、タ
建築板金	屋、板
外壁仕上	左、塗、防
ダクト	管
保温保冷	絶
グラウト	と
冷凍空調	管
運動施設	と、園、舗、土
基礎ぐい	と
タイル張り	タ
道路標識・路面標示	と、塗
消防施設	消
建築大工	大
硝子工事	ガ
ALC	タ
土工	と、土

認定能力評価基準	建設業の種類
ウレタン断熱	絶
発破・破砕	と
建築測量	大
圧入	と
さく井	井
解体	解
計装工事	電、管、機、通
土質改良	と、土
潜函	と
住宅建築関連	大、建
石材施工	石
斜面防災	と、井
道路等法面保護工事	と
都市トンネル	土、と

詳細は各能力評価実施機関へお問い合わせください。

特殊な経営事項審査の取扱い

1. 代替わり、法人成り

個人事業主が親族などへの事業承継（いわゆる「代替わり」）や個人事業主が法人を設立した場合（いわゆる「法人成り」）は、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目について、承継することができます。

【承継できる項目】

平均利益額 完成工事高 営業年数 技術職員（審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係がある場合に限る）

自己資本額については承継できません

【承継の条件】

個人事業主（被承継人） 個人事業主（承継人）【代替わり】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。）から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のすべてに該当するもの

被承継人が建設業を廃業すること

被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ない場合を除く。）

承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

個人事業主（被承継人） 法人（承継人）【法人成り】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。）から事業の主たる部分を承継した者であって、次のすべてに該当するもの

被承継人が建設業を廃業すること

被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること

被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること

承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【注意事項】

承継の可否は監理課建設業指導班にて判断しますので、事前にお問い合わせください。

要件を満たしている場合、完成工事高及び利益額については、法人設立日（又は個人開業日）から遡って、実績を按分計算する必要があります。また、営業年数については、被承継人の営業年数を承継することができます。

○経営状況については、承継の条件を満たした旨（監理課建設業指導班の確認後）を、登録経営状況分析機関に申し出て申請をしてください。

2. 合併、事業譲渡、会社分割

合併、事業譲渡、会社分割等においても一定の要件を満たせば実績の承継等ができますので、詳しくは監理課建設業指導班へお問い合わせください。

3. 承継認可（法第17条の2、第17条の3関係）の場合について

事業承継及び相続の認可を受けた場合、承継に（相続人）は、被承継人（被相続人）の経営事項審査結果についても、当然に承継することになります。

ただし、入札参加資格については、一定の要件を満たす場合（前記の代替わり及び法人成り）に限り、承継できます。